

涌谷町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年2月25日

涌谷町監査委員 遠藤 要之助

同 竹中 弘光

定期監査及び行政監査結果報告書

1 監査の基準

本監査は涌谷町監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

定期監査（財務監査）及び行政監査

3 監査の対象

- (1) 令和2年度備品購入事務について
- (2) 令和2年度備品購入事務に関する入札事務について

4 監査の着眼点

監査の対象となった事務が、法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和3年2月4日（木）から2月5日（金）

(2) 監査の場所

涌谷町役場 西庁舎2階 議会委員会室及び現地

(3) 監査委員

遠藤 要之助 竹中 弘光

(4) 監査の方法

あらかじめ、各監査対象担当課から上記3についての関係書類の提出を求め調査するとともに、監査当日に担当職員から説明を聴取し、一部については現地踏査するなどの方法で実施した。

〈監査対象課等〉

ア 令和2年度備品購入事務について

(ア) 健康課

- ・文書整理用スチール書庫購入【随意契約】

(イ) 総務課

- ・避難所用備品購入（その1）（防災資機材倉庫）【指名競争入札】
- ・避難所用備品購入（その2）（ブルーヒーター、業務用扇風機）【指名競争入札】

(ウ) 教育総務課

- ・新型コロナウイルス感染症対策用スピーカー内蔵マイク購入【随意契約】
- ・教育施設用加湿空気清浄機等購入【指名競争入札】

(エ) 給食センター

- ・学校給食用冷凍庫購入【随意契約】

イ 令和2年度備品購入事務に関する入札事務について

(ア) 企画財政課

- ・避難所用備品購入(その1)(防災資機材倉庫)
- ・避難所用備品購入(その2)(ブルーヒーター、業務用扇風機)
- ・教育施設用加湿空気清浄機等購入
- ・その他入札事務、備品購入事務等全般

6 監査の結果と意見

(1) 監査結果

ア 企画財政課

今回抽出監査した6件の内、指名競争入札により執行された3件の備品購入に係る事務については、業者選定や契約など、一連の事務執行に遺漏はなかった。

企画財政課において整備されている備品台帳について、整理が粗雑であった。

イ 総務課

避難所用備品(その1)・防災資機材倉庫、避難所用備品(その2)・ブルーヒーター等購入案件において、指名競争入札における業者選定、入札及び契約、納品、検品など一連の事務執行に遺漏はなかったが、物品納入から1か月以上経過しているにもかかわらず、避難所に配備されずに仮保管所に保管されている状況であった。

また、入札に関する質問・回答書について、温度変化で筆跡が消えるタイプのインクを使用した筆記具で記入されていたものがあった。

ウ 教育総務課

各物件の入札及び契約事務について、指名委員会における業者選定及び入札、契約、随意契約における課内指名委員会での業者選定及び見積もり

合わせ、契約、納品、検品の事務執行に遺漏はなかった。

また、当該備品は適所に配備され有効活用されている。

エ 健康課

当該購入備品の事務執行について、随意契約による業者選定及び見積もり合わせ、契約、納品、検品の事務執行に遺漏はなかった。

また、当該備品は適所に配備され有効活用されている。

(2) 意見

ア 今回、備品購入事務、備品購入事務に関する入札事務について一部を抽出し監査したが、備品購入に関しては、起案から納入検品まで遺漏なく事務執行されていることを確認した。今後も規則に則り、確実な事務執行に努められたい。

イ 指名競争入札に関する一連の事務書類の中で、使用するべきではないと思われる筆記具での記録があったことについては、誠に遺憾である。書類の改ざんを疑われる上に、インクの特性上から、書類の保存状態や期間によっては、記録が消えてしまうことも考えられる。今後、書類の作成には十分に注意を払うことを望む。

ウ 使用管理に関しては、概ね良好に管理・活用されているが、一部、総務課において、避難所用備品が納品引き渡し後1か月以上も仮保管所に保管されている現状は、災害への備えとして良好ではない。実際、令和3年2月13日夜半、当町においても震度5強の地震があったことは記憶に新しい。早急に、然るべき場所へ配備されることを望む。

エ 備品台帳について、内容を確認した結果、耐用年数の過ぎた備品や、存在が不確かな備品が散見される。早急に調査、確認の上、整備されることを望む。